

| 課長 | | 副課長 | | 所長 | | 設計 | | 校合 | |
|-----------|--|-----|------------------------------------|------------------|---|----------|---|----|--|
| | | | | | | | | | |
| 令和 7 年度 | | | 委 託 | | | 設 計 書 | | | |
| | | | | | | 仕 様 書 | | | |
| 1 | 委 | 託 | 名 小畔の里クリーンセンター クビアカツヤカミキリ被害木伐採業務委託 | | | | | | |
| 2 | 委 | 託 | 箇 | 所 川越市大字平塚新田160番地 | | | | | |
| 3 | 実 | 施 | 額 | ¥ | 円 | (但し、委託価格 | ¥ | 円) | |
| 4 | 委託大要、起工理由・変更 | | | | | | | | |
| 委 託 の 大 要 | クビアカツヤカミキリ被害木伐採:47本 | | | | | | | | |
| 起 工 理 由 | クビアカツヤカミキリによる被害が確認された樹木を伐採し、倒木等による通行人及び周辺施設の安全確保並びに繁殖源除去による被害の拡大防止を図る。 | | | | | | | | |

川 越 市

本 委 託 費 内 訳 表

| 費 目 | 工 種 | 種 別 | 細 別 | 數 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-----------|---------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 本 委 託 費 | | | | | | | | |
| | 直接委託費計 | | | | | | | |
| | | 共 通 仮 設 費 | | | | | | |
| | | | | 1 | 式 | | | |
| | 純 委 託 費 | | | | | | | |
| | | 現 場 管 理 費 | | | | | | |
| | | | | 1 | 式 | | | |
| | 委 託 原 價 | | | | | | | |
| | | 一 般 管 理 費 等 | | | | | | |
| | | | | 1 | 式 | | | |
| | 委 託 價 格 | | | | | | | |
| | | 消 費 稅 相 当 額 | | | | | | |
| | | | | 1 | 式 | | | |
| 本 委 託 費 計 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

川 越 市

| 委 託 内 訳 書 | | | | | | | |
|------------|--------|-----------|----|----|-----|-----|-----|
| 工 種 | 種 目 | 細 目 | 単位 | 単価 | 數 量 | 金 額 | 備 考 |
| 樹木管理(高木伐採) | 伐採(落葉) | | 本 | | | | |
| | | 60≤C<90 | | | 3 | | |
| | | 90≤C<120 | | | 9 | | |
| | | 120≤C<150 | | | 30 | | |
| | | 150≤C<180 | | | 2 | | |
| | | 180≤C | | | 3 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 直接委託費計 | | | | | | | |
| | | | | | | | |

令和 7 年度

小畔の里クリーンセンター
クビアカツヤカミキリ被害木伐採業務委託

仕 様 書

川 越 市
環境施設課
小畔の里クリーンセンター

1 目的

本仕様書は、小畔の里クリーンセンターのクビアカツヤカミキリ被害木を伐採することにより、枯死する恐れのある樹木の落枝や倒木による人的被害及び成虫の拡散による周辺樹木への被害拡大の防止を目的とする。

2 委託の概要

「小畔の里クリーンセンタークビアカツヤカミキリ被害木伐採業務委託」(以下「委託」という)は、川越市小畔の里クリーンセンターのクビアカツヤカミキリ被害木を伐採する業務である。

3 委託期間

契約締結日 から 令和8年3月27日まで

4 委託場所

川越市大字平塚新田160番地：川越市小畔の里クリーンセンター

5 業務内容

(1) 業務内容

小畔の里クリーンセンター
・高木伐採：47本

(2) 作業実施要領

ア　樹木の伐採にあたっては、周囲状況を確認し、原則として地際で処理すること。周辺樹木や施設等に損傷の恐れがある場合は、養生又は吊るし伐り等の適切な処置を行うとともに、安全を確保するための見張り員を配置すること。

イ　伐採の切り口は水平に面取りをしてきれいに仕上げ、芽が出てくることがないよう、対策を施すこと。

ウ　伐採木は、放置せずに即日構内の所定の場所まで運搬すること。細い枝や木屑にも幼虫が潜んでいる可能性があるため、残さず回収すること。

6 関係法令の遵守

受注者は、この業務の実施にあたり関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るものとする。また、官公署等への必要な届け出、手続き等は速やかに処理すること。

7 一般事項

- (1) 本仕様書は、本委託の基本的な内容を示すものであり、本仕様書に明記されていない事項については公園緑地工事共通仕様書、埼玉県土木工事実務要覧、埼玉県土木工事委託業務実務要覧を参考とする。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり発注者と十分な打合せのうえ、その指示に従い業務を実施すること。
- (3) 受注者は、本仕様書に定めがある場合または発注者の指示若しくは前項の打合せがある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- (4) 受注者は、業務の実施にあたり建物等に影響を与えないよう注意すること。また、建物等に影響が生じた場合、直ちに発注者へ連絡しその対応方法等に関する協議すること。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元する。
- (5) 本委託に要する機械器具、材料、用具及びこれらを用いるのに必要な検査、官公署への届け出、手続き等は受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、本委託の履行上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (7) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。
- (8) 受注者は、川越市環境方針を理解し協力すること。なお、提出書類はグリーン購入法の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断基準を満たすよう努めること。

8 支払い

完了払いとする。この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

9 業務管理

(1) 委託業務実施計画書等の提出

- 受注者は、業務の実施にあたり次の書類を発注者に提出すること。
なお、変更のあった場合も同様とする。
- ・委託業務実施計画書（指定様式）
 - ・その他発注者が必要とする書類

(2) 作業日・作業時間

作業の実施日、作業時間等は、天候・植物の育成状態を考慮のうえ、
発注者と協議し決定する。尚、月曜日～金曜日は隣接道路を通行する
車両等が多いため、配慮をすること。土曜日、日曜日、国民の祝日、
年末年始に小畔の里クリーンセンター場内で作業を行う場合は、発注
者と協議すること。

(3) 安全管理

- ア 作業の実施にあたっては、付近住民及び通行者等の第三者に対する
災害等は起こさないよう努めること。また、作業中においては作業場
所付近に作業中である旨の看板を掲示し、注意喚起を図ること。
- イ 受注者は、機械器具の不安全状態及び業務従事者の不安全行動を排
除し、労働災害の防止を図ること。
- ウ 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは臨機の措置を
とること。また、臨機の措置をとった場合にはその内容を発注者に報告
すること。
- エ 受注者は、災害等が発生したときは直ちに発注者に報告し、速やか
にその状況を写真等により記録し報告書を作成のうえ、発注者に提出
すること。
- オ 受注者は、第三者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなけれ
ばならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由に
より生じたものについては、発注者が負担する。
- カ 作業場所が一般道側でかつ枝木が電線に架かっている部分もあるた
め各種必要な許可をとったうえで、人や車両の通行に危険が生じない
よう、警備員の配備や表示等で安全対策を講じること。

(4) 服装及び言動

業務従事者は、受注者制定の衣服を着用するとともに、公共サービス
の従事者にふさわしい言動に努めること。また、委託業務の公共性を認
識し円滑な業務の実施を確保するように、責任をもって業務にあたること。

(5) 発生材の処理

受注者は作業の完了に先立ち、速やかに不用物を整理し後片付けを行うこと。また、発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の活用に努めることとし、自らの責任で適正処理すること。

伐採した樹木の処理は、枝については直径15cm以内長さ1.2m以下に切ること。幹については長さ50cm以下とし、直径15cmから30cmまでのものは縦に2分割、直径30cmを超えるものは縦に4分割すること。いずれも構内の所定の場所まで運搬すること。

枝及び幹について上記によらず自ら処分する場合は監督員と協議するものとし、「サクラの外来害虫“クビアカツヤカミキリ”被害防止の手引（第7版、埼玉県環境科学国際センター）」に基づき、処分すること。運搬時には防風ネット又はビニールシートで覆って飛散防止措置すること。

(6) 委託業務実施報告書

受注者は全ての業務を完了したときに、遅滞なく委託業務実施報告書を発注者に提出するものとする。委託業務実施報告書には以下の書類を添付すること。

- ア 数量表（9-(7)に定める内容）
- イ 発生材処理報告書（9-(8)に定める内容）
- ウ 写真帳（9-(9)に定める内容）

(7) 数量表

工種毎に出来高を記載する。

(8) 発生材処理報告書

発生材の処理方法、保管状況を記載する。

(9) 写真帳

工種別に作業過程が容易に把握できるように整理する。工種毎の写真においては、1枚の写真で作業状況が判別できる程度に工区分けしたうえで撮影する。また、撮影に際しては小黒板等に委託名、工種または使用材料、撮影対象の箇所、寸法、略図等を記入し、必要に応じてテープ、箱尺等を使用し共に写し込むものとする。

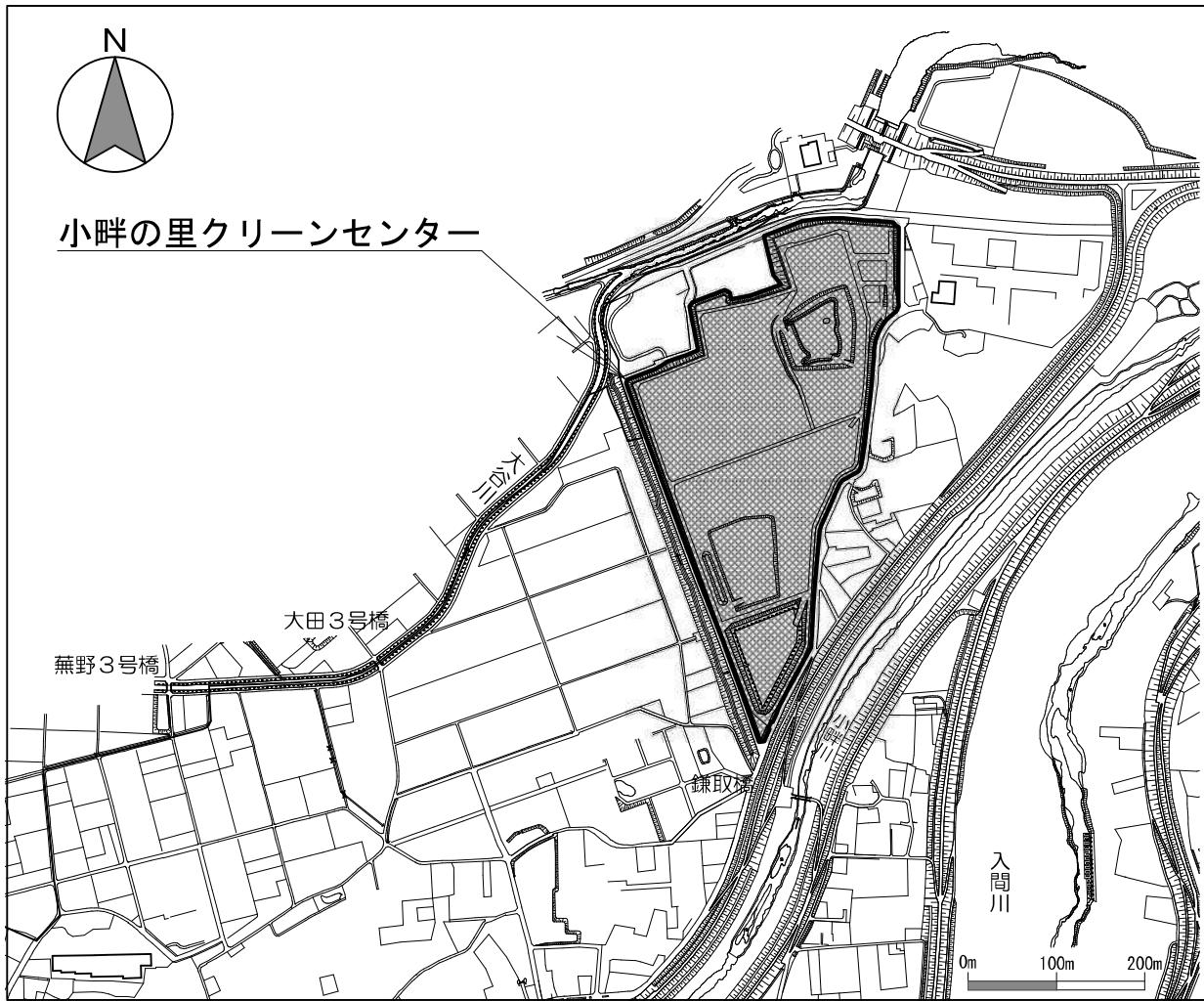
本委託における撮影箇所は別表1のとおりとする。

別表1. 撮影箇所一覧

| 区分 | 工種 | 種目 | 撮影項目 | 留意事項等 |
|---------|------|----|------------------|----------------------------------|
| 着手前及び完成 | 着手前 | | 全景または代表部分 | |
| | 完成 | | 全景または代表部分 | |
| 作業状況 | 樹木伐採 | 落葉 | 作業前・後 対象伐採木全て | 伐採木の収集作業、トラック等への積み込みについても撮影 |
| 発生材処分 | | | 発生材処分状況 | 指定の場所への運搬状況を撮影 又は処分場への搬入状況を撮影 |
| その他 | 異常報告 | | | 災害、事故等が発生した場合は詳細に記録する |

| | |
|-----|---------------------------------|
| 委託名 | 小畔の里クリーンセンタークビアカツヤカミキリ被害木伐採業務委託 |
| 住所 | 川越市大字平塚新田160番地 |

案内図



位置図

